

○国立大学法人埼玉大学寄附講座及び寄附研究部門規則

〔令和6年7月25日〕
規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）における寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 寄附講座等は、奨学を目的とする民間企業等からの寄附を有効に活用して本学の主体性の下に設置運営し、本学の教育研究の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附講座 各学部又は各大学院研究科において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、民間企業等からの寄附により教員給与、研究費、旅費、光熱水料等その運営に必要な経費を賄うものをいう。
- (2) 寄附研究部門 教育機構、研究機構、図書館、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター又は国際本部において行われる研究に相当するものを実施するもので、民間企業等からの寄附により教員給与、研究費、旅費、光熱水料等その運営に必要な経費を賄うものをいう。
- (3) 部局 各学部、各大学院研究科、教育機構、研究機構、図書館、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター及び国際本部をいう。
- (4) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

(名称)

第4条 寄附講座等には、当該寄附講座等における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

- 2 寄附講座等の名称について、寄附者から申出があった場合は、寄附者が明らかとなる名を前項の名称に付加することができる。

(設置の申込み)

第5条 寄附講座等の設置に係る経費等の寄附の申込みをしようとする者は、寄附申込書（別紙様式1）を当該部局長に提出するものとする。

(設置の申請)

第6条 部局長は、民間企業等から寄附講座等の設置に係る経費等の寄附の申込みがあった場合において、当該寄附講座等の設置が本学における教育研究の進展及

び充実に有益であると認めたときは、教授会（教授会を置かない部局にあっては当該部局の管理運営に関する事項を審議する会議等）の議を経て、その設置を学長に申請するものとする。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 寄附申込書（別紙様式1）
 - (2) 寄附講座の概要（別紙様式2）又は寄附研究部門の概要（別紙様式3）
 - (3) 担当教員の履歴書
 - (4) 就任承諾書（別紙様式4）
 - (5) 設置申請書（別紙様式5）
- （設置の決定）

第7条 学長は、前条の申請内容が本学の教育研究の進展及び充実に資すると認められる場合は、当該寄附講座等の設置を決定する。

（部局長等への通知及び報告）

第8条 学長は、前条の規定により寄附講座等の設置を決定した場合は、当該部局長にその結果を通知し、教育研究評議会及び役員会に報告するものとする。

（存続期間等）

第9条 寄附講座等の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。ただし、特に必要がある場合には、これを更新することができる。

2 更新の手続は、設置の手続に準じて行うものとする。

（成果の公表）

第10条 部局長は、寄附講座等の存続期間が終了したときは、その教育研究の成果の概要を取りまとめ、公表するものとする。

（寄附講座等の名称及び身分）

第11条 寄附講座等を担当する教員の名称は、寄附講座にあっては寄附講座教員（寄附講座教授、寄附講座准教授、寄附講座講師、寄附講座助教）、寄附研究部門にあっては寄附研究部門教員（寄附研究部門教授、寄附研究部門准教授、寄附研究部門講師、寄附研究部門助教）とする。

2 寄附講座教員及び寄附研究部門教員（以下「寄附講座等教員」という。）の身分は、常勤教員又は非常勤教員とする。

3 前項の常勤教員は国立大学法人埼玉大学特定有期雇用教職員就業規則第3条第1項に規定する特定有期雇用教職員として、非常勤教員は非常勤講師として、それぞれ雇用されるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、学長が認める場合は、第2項の常勤教員を国立大学法人埼玉大学特別研究教員に関する規則により、特別研究教員として雇用することができる。

(寄附講座等の構成)

第 1 2 条 寄附講座等には少なくとも教授又は准教授に相当する者 1 人及び助教相当以上の者 1 人の教員を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、寄附講座等の目的である教育研究の実施上特に支障がないと認めた場合には、教授又は准教授に相当する者 1 人の教員を置くことができる。

3 前 2 項に規定する教員のうち、少なくとも 1 人の教員は特定有期雇用教職員又は特別研究教員を置くものとする。

4 前項に規定する教員のほかに教員を置く場合に、寄附講座等の構成員として本学の専任教員に兼務させることができるものとする。

(寄附講座等教員の選考等)

第 1 3 条 寄附講座等教員（特別研究教員として雇用される者を除く。）の選考は、本学の教員の選考基準及び選考方法に準じて行うものとする。

2 寄附講座等教員は、当該寄附講座等における教育研究に従事するほか、当該寄附講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができるものとする。

(経費の受入れ)

第 1 4 条 寄附講座等の設置に係る経費の寄附は、その存続期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受入れが確実であるときは、年度ごとに必要な経費を分割して受け入れることができる。

2 前項の経費は、国立大学法人埼玉大学奨学寄附金受入規則の定めるところにより寄附金として受け入れるものとする。

(内容等の変更)

第 1 5 条 寄附講座等の内容を大きく変更しようとする場合の手続は、設置の例による。

(特許等の取扱い)

第 1 6 条 寄附講座等教員の発明に係る特許等の取扱いについては、国立大学法人埼玉大学職務発明等規則の定めるところによる。

(雑則)

第 1 7 条 この規則に定めるもののほか、寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 25 日から施行する。

別紙様式 1（第 5 条関係）

寄 附 申 込 書

年 月 日

埼玉大学長 殿

寄 附 者

住 所

氏 名

（法人にあつては、法人名及び職・氏名）

下記のとおり寄附講座等の設置のための奨学寄附金の寄附を申し込みます。

記

1 寄附講座等の名称

2 設置目的

3 設置期間

4 寄附金額 総額 円

5 寄附方法（一括寄附又は分割寄附かの区分，分割寄附の場合はその時期，金額）

6 寄附金の使途

7 その他

寄 附 講 座 の 概 要

- 1 部局名
- 2 寄附講座の名称
- 3 寄附者
- 4 寄附者の概要
- 5 寄附金額(施設設備等を併せて寄附する場合はその概要)
- 6 寄附の時期及び期間
- 7 寄附金の使途
- 8 寄附方法
- 9 担当教員名及び職名
- 10 寄附講座の教育研究領域の概要(カリキュラムを含む。)
- 11 現有組織の構成状況及びそれらに照らした寄附受入れの必要性

別紙様式3（第6条関係）

寄 附 研 究 部 門 の 概 要

- 1 部局名
- 2 寄附研究部門の名称
- 3 寄附者
- 4 寄附者の概要
- 5 寄附金額(施設設備等を併せて寄附する場合はその概要)
- 6 寄附の時期及び期間
- 7 寄附金の使途
- 8 寄附方法
- 9 担当教員名及び職名
- 10 寄附研究部門の研究目的及び研究課題
- 11 現有組織の構成状況及びそれらに照らした寄附受入れの必要性

別紙様式 4 (第 6 条関係)

就 任 承 諾 書

年 月 日

埼玉大学長 殿

氏名

私は、(寄附講座等の名称)設置の上は、当該寄附講座等の(職名)として、 年
月 日から就任することを承諾します。

別紙様式 5（第 6 条関係）

設 置 申 請 書

年 月 日

埼玉大学長 殿

部局長

このことについて、別紙のとおり寄附講座等の設置を申請します。